

# 東日本大震災における被災文化財の救援の現場から —有形民俗文化財の支援を中心に

文 日高真吾

ひだか しんご

文化資源研究センター准教授。専門は保存科学。主に民族(俗)資料の保存修復方法の技術開発をテーマに研究活動を行っている。著書に『女乗物:その発生経緯と装飾性』(東海大学出版会 2008年)、編著書に『博物館への挑戦:何がどこまでできたのか』(園田直子と共編 三好企画 2008年)など。

## はじめに

2011年3月11日に東日本を襲った東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0、宮城県北部で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、長野県、静岡県の各地で震度6強を記録した大地震であり、この地震を引き金として東日本の太平洋沿岸部を大津波が襲った。東日本大震災とされるこの震災は、消防庁・警察庁公表資料により文部科学省が9月22日に発表した段階で死者15,805名、行方不明者4,040名であり、加えて東京電力福島第一原子力発電所の事故までも引き起こす大惨事となった。現在、被災地では必死の復旧活動、復興活動が展開されているものの、がれきの撤去問題、放射能汚染の問題をはじめ多くの課題が山積した状況となっている。

日本の歴史上、未曾有の被害をもたらした東日本大震災は被災地の文化財に対しても大きな被害を与えている。9月22日づけで公表された文部科学省の報告のなかに、東日本大震災における被災文化財の数が725件と挙げられている(この数は文化庁調査による)。しかし、これらの文化財はすべて国指定の文化財である。あらためて述べるまでもないが、文化財は国指定のものだけに限られるわけではない。指定はされていなくても地域社会の生活のなかで生み出され、その地域の文化を表しているものも文化財である。したがって、文部科学省の報告でリスト化されている被災文化財は氷山の一角に過ぎず、実際には数えきれない文化財が東日本大震災で被災したことになる。

東日本大震災における文化財の被災原因は、2011年9月の時点では、津波による影響が大部分であると考えられる。しかし、この見解は、東日本大震災の被災文化財の全容が明らかになった段階で、訂正する必要が生じるかもしれない。実のところ、現在、救援対象となっている被災文化財は太平洋沿岸部で津波の被害にあったものに集中しており、津波のこなかった内陸部の調査は必ずしも進んでいる

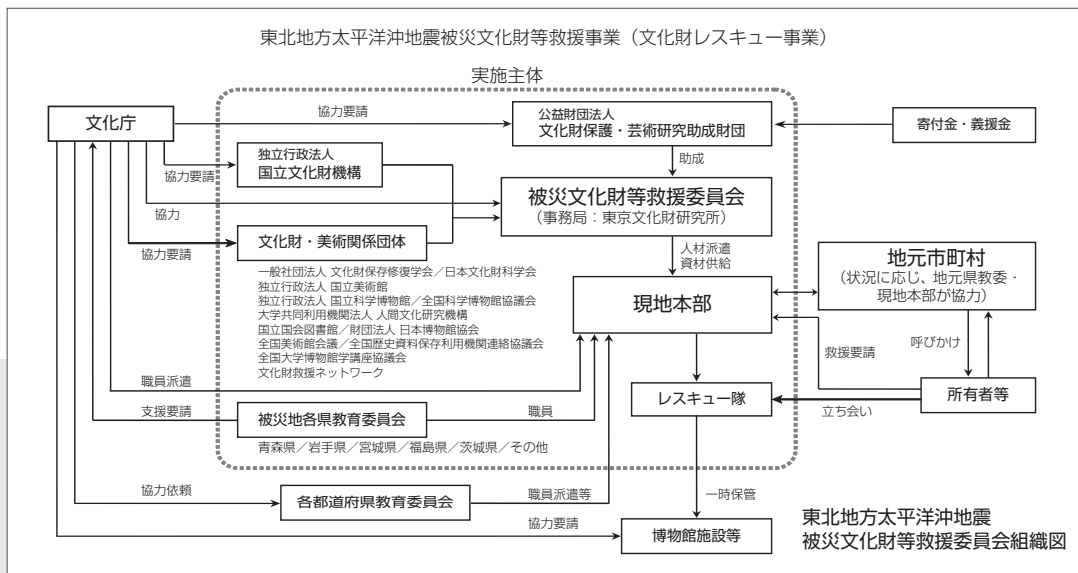
わけではないのである。

今回の震災で被災した有形の文化財は、建造物をはじめ、仏像などの木彫品、古文書や書籍、絵画や写真プリントなどの紙資料、土器などの考古資料、民具などの民俗文化財など多岐にわたる。また、地域コミュニティが継承してきた祭礼などの無形民俗文化財の被害も甚大である。このなかで筆者は、有形の民俗文化財の保存方法を研究対象としている関係から、今回の震災では主に有形の民俗文化財の救援活動に参加している(以下本稿では、民俗文化財と表記した場合、特に断りのない限り、有形の民俗文化財を指すものとする)。現在、救援対象となっている民俗文化財の多くは漁撈用具ないしは漁師の生活用具であり、三陸地方における捕鯨や沿岸漁業といった漁撈文化を表象する資料群である。

本稿では、筆者が積極的に参加している東日本大震災における被災文化財の救援活動から、災害時における被災文化財の支援について考えてみたい。

## 被災文化財の支援組織

東日本大震災は、県境を越えて広範な地域に被害を及ぼしている。この状況を鑑みて文化庁と独立行政法人国立文化財機構(以下、国立文化財機構とする)は、被災文化財への救援体制を構築するべく、文化財に関係する主だった団体に被災文化財を救援するための委員会の設置を呼びかけた。その結果、2011年3月31日に「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」(以後、救援委員会とする)が設立された。救援委員会の組織図に示した通り、国立民族学博物館(以下、民博とする)が所属する大学共同利用機関法人人間文化研究機構(以下、人間文化研究機構とする)は救援委員会の構成団体となっている。独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所(以下、東京文化財研究所とする)に本部事務局が置かれたこの委員会は、3月31日に報道発表



がなされ、4月15日に第1回の全体会議が開催された。この会議には、人間文化研究機構の関係者として、民博から筆者、国立歴史民俗博物館から久留島浩副館長、国文学研究資料館から青木陸准教授が参加した。

4月15日に開催された第1回会議では、最初に被災地の様子が報告された。震災からまだ1ヶ月も経ってない被災地の状況は、これから始まる文化財の救援活動の難しさを暗示していた。次に救援委員会の活動体制、救援委員会が対象とする被災文化財、そして救援委員会が実施する活動内容について、救援委員会の設置を呼び掛けた文化庁と救援委員会の本部事務局となった東京文化財研究所より説明があった。

救援委員会は、阪神・淡路大震災のときに設置された「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」がモデルとなっていた。また、広範囲にわたる被災地対応として被災県に現地本部を置き、被災地の教育委員会と東京文化財研究所の研究者が連携して活動計画を立案する体制が示された。また、実際の活動は、活動計画をもとに、協力機関の研究者が展開することとなっていた。

救援委員会が救出する文化財は、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」という名称が示す通り、指定文化財、未指定文化財に関わらず、被災地で文化財としてリスト化されたものをすべて対象とすることが明示された。被災文化財の対象枠を大きく広げたこのシステムは、これまでさまざまな災害に対しておこなわれてきた被災文化財の救援活動のなかでも、注目できる試みである。実は文化庁が展開する被災文化財の救援活動は、制度上、国指定のものに限られることが多く、そのために被災文化財の

救援活動を著しく制約してきた。この制約は文化財関係者にとって常に足かせとなるものであり、阪神・淡路大震災に続き、今回、その制約を打破できる組織作りに尽力した文化庁関係者と国立文化財機構には敬意を表したい。

救援委員会が実施する活動内容は、救出、一時保管、応急措置を基本原則とし、将来的には保存修復についても視野に入れていきたいというものであった。ここでいう救出とは、「がれきのなかに混入した被災文化財の取り出し」、一時保管とは、「仮置き場への移送と設置」という活動である。また、応急措置とは、「文化財を汚損している砂や泥を落とすための洗浄作業を中心に、破損状況によってはそれ以上文化財が傷まないために仮に施す保存修復」を含むというものである。

以上の内容を確認し、4月の中旬から早速、救援委員会の活動が展開されることとなった。筆者自身は人間文化研究機構本部が救援委員会に協力するための予算を確定した5月中旬から被災地での活動を開始した。

### 民俗文化財の救援活動

主に筆者は、被災した民俗文化財の救援活動に参加している。当初は宮城県を中心に救援活動に従事した。これは宮城県がいち早く被災文化財の実態調査を実施し、被災文化財のリスト化が進んでいたからである。筆者は、石巻市、旧牡鹿町（現在は石巻市）、女川町、南三陸町、気仙沼市の被災した民俗文化財の救出、一時保管、一次洗浄を中心とした応急措置を実施し、現在は岩手県の陸前高田市を主な活動拠点としている。

筆者自身の被災地での活動は、前述のとおり、5月の中



旬から開始した。実は被災した民俗文化財の惨憺たる状況に関する情報は、震災直後から民俗学の研究者仲間から次々に送られてきていた。民俗文化財の保存修復の専門家として、すぐにでもそれらの救出活動や応急措置の支援を開始すべきとも考えた。しかし、救援委員会設立の話もあったことから、単独で活動するよりもきちんとした組織のメンバーとして活動を展開する方が効果的であると考え、救援委員会の体制が整うのを待つことにしたのである。また、被災地入りすることについて幾つかの情報も入手した。例えば、被災地入りしたもの、現地での受け入れ体制が整わず、なかなかその専門性を発揮できないということや、支援者側の思いが強すぎて、現地の担当者の作業の邪魔になっているという話である。また、個人的な研究の興味から被災地入りし、その調査のなかで被災者の方々に不快な思いをさせているという残念な情報もあった。このような現地の情報もあり、救援委員会の一員として、しっかり活動ができる時期を待って、活動を開始することにしたのである。結果的に、ここでの判断は間違っていなかったと考えている。

被災地での救援活動でもっとも頭を悩ませたのは、活動予算をどうするのかという点であった。被災地が広範囲であり、救援活動に必要な民俗文化財の全体像が全くみえていない状況のなか、どの程度の予算が必要かも判断できなかったのである。そこで、救援委員会からの情報を入手しつつ、救援委員会への協力を決定した人間文化研究機構本部と活動予算について検討し、安心して活動をおこなえる環境を整えることとした。この一連の予算化は、機構長

をはじめ、関係事務に実に真摯におこなっていただいた。特に予算化を決定するスピードについては、救援委員会のなかでも大いに賞賛された。

次に実際の作業について紹介する。救出活動では、まず、周囲のがれきの撤去作業で巻き起こっている粉塵への対処、ヘドロなどの匂いや暑さと戦いながらの作業となる。また、災害発生から日数がたち、さまざまなものが腐り始めてくると、破傷風の心配もしなければならない。さらに電気も通っていない被災した博物館施設での作業で、真っ暗な場所で、床にがれきが散乱する不安定な足元と天井からの落下物にも注意しなければならない。そのため、マスクはもちろん、ヘルメットや長そで・長ズボンの作業服、分厚い作業手袋や安全靴、ヘッドライトなどを装備しなければならない。このような環境のなか、床面に散らばっているガラスの破片を取り除き、津波が運んできたヘドロを掻き出しながら、埋もれている民俗文化財を探していく。装着しているゴーグルはすぐに汗で曇り、全身汗まみれとなりながらの作業は、体力を著しく消耗させてしまう。また、どれが民俗文化財でどれががれきやごみなのか判断がつかないものも多数でしてくる。その場合は、「民俗文化財かもしれない」ということで、救出の対象とした。

また、救出活動をおこなう作業チームは、いろいろな研究機関や大学、博物館からの協力者で構成される。日頃から気心の知れている職場の同僚でもなく、専門性の全く違う研究者の集団である。ともすれば、個々人がばらばらの作業をおこなってしまい、作業効率のあがらない現場になってしまう。そのため、作業責任者は実際の作業現場を下調べし、適切な作業計画をたてなければならない。また、作業チーム全員に作業目的を説明し、こまめな休息をとりつつ、全力で作業現場の安全を確保して、事故の起こらないようにしつつ、効率的な作業成果を達成しなければならない。



作業前ミーティングの様子



一時保管の作業は、被災した博物館の担当者が立ち会える限られた時間のなかで、文化財を一気に保管場所へ移送することが求められる。被災地では、文化財の救出活動の前に生活全般の復旧活動や復興活動が求められ、博物館担当者といえども、博物館のことだけに従事することは許されない状況だったからである。そのため、脆弱なものは別として、ある程度強度のあるものは、通常、文化財の移送でおこなう美術梱包をしている時間もなく、可能な限りトラックの荷台に積載して移送しなければならなかった。しかし、移送時の破損事故などは文化財の保存修復の専門家としては起こしたくない。したがって、荷台には強度の強いものを下に、強度のないものを上に積み込まなくてはならない。そのためは、何回も積み直しの作業が必要となり、時間が経過していく。時間のないなか立ち会っていただいた被災地の担当者の方は、そのような作業手順にいらいらすることもあったと考えるが、実に根気良くつきあっていた。その結果、筆者が関係した移送作業はもちろん、救済委員会が実施した移送作業で事故は起こっていない。

なお、ここでの移送作業では、日頃、トラックを運転するドライバーではなく、筆者のような乗用車に乗りなれている人間がトラックの運転をする。地震によって亀裂や段差のできている道路状況のなか、事故を起こさないように50Kmから100Kmほど離れた目的地まで移送しなければならない。このような作業の責任者やトラックの運転は筆者も何度か経験した。うまくいった場合はそれなりの達成感があるのだが、気づかないうちに体力、気力を疲弊させる作業でもあった。

応急措置の作業は、救出、一時保管の作業と比べると、比較的落ち着いた環境での作業となる。筆者がこれまで経験してきた、河川の洪水による被災民俗文化財の場合は、

表面に川底の泥がこびりつき、その泥が乾燥するとなかなか取ることができない。そこで、文化財を一度、水に浸漬して、表面の泥をふやかし、柔らかい刷毛やブラシを用いて除去するという応急措置をおこなうことが多い。そのため応急措置の必須条件は、今回も水が使えることであると考えていた。しかし、今回の被災した民俗文化財の汚損原因は、主に津波に運ばれた砂の付着であった。そこで、水は極力用いず、柔らかい刷毛やブラシのみで砂を除去するやり方へと方針を変えた。その理由は以下の3点である。無理に水を使わなくても、刷毛などによる払い落としの作業で十分に砂が落ちるということ、梅雨の時期に入りつつあり、湿度が高くなり、乾燥中にカビの発生が懸念されること、一時保管場所の空調環境もあまり良くなく、洗浄後の文化財が乾ききっていない場合は、保管場所でカビが発生し、同じ場所で保管している文化財に影響を与えてしまう危険があること、という3点である。もちろん、水洗作業をおこなう必要があると判断したものは、洗浄後の乾燥に十分に配慮しながら作業をおこなった。

なお、このときの作業では救出した文化財の全体量を把握するために文化財のリスト作成もおこなった。リストの作成自体は救出、一時保管の作業でも既におこなわれていたが、応急措置はこれまでの作業のなかで個々の文化財をもっともよく観察できる作業となる。そこで、これまで作られたリストをもとに1点ごとにナンバリングし、写真撮

影をおこない、より完全なリストを作成した。このリストは応急措置の完了後、救援委員会と被災地の教育委員会があわせて保管し、次におこなわれる保存修復計画や資料台帳の作成といった活動へと引き継がれている。

以上のように5月中旬からこれまで、被災文化財の救出、一時保管、応急措置の活動を展開してきた。現在、救援委員会が対象とした被災文化財の救援活動もほぼ終息に向かっている。しかしながら、これらの活動で被災文化財がもとの文化財に戻ったわけではない。今回の震災では、大部分の文化財の情報が失われてしまった。津波によって台帳が流出したり、データを管理していたコンピューターが水没したりしてしまったからである。もちろん、「A地域の漁撈用具である」という程度の情報は残っている。しかし、その漁撈用具がどのような用途だったのかは分からなくなってしまっているのである。このような民俗文化財、とりわけ民具のような「用途の情報」が重要な文化財に情報を付与することをおこなうためには、再度、民俗調査を展開し、情報を集めていかなければならない。そして、このような文化財情報の付与を達成して初めて、その文化財が復活するのである。これを被災地だけの文化財担当者でおこなうのか、新たな支援の枠組みを作る必要があるのか、この点を検討する場を今後、どのような形で設けるのかが次の課題となっている。

#### 被災文化財の救援活動

上記に述べた課題も含め、被災文化財の救援活動をまとめるとその活動は、次の8つのステージに分類される。

**被災**：災害が発生して被害を受けた状況で、何も対処されていない状態。

**救出・一時保管**：文化財を被災現場から移送し、安全な場所で一時的に保管する活動。

**応急措置**：ほこりや泥で汚れたり、壊れてしまった文化財がさらに悪い状態にならないための応急的に処置を施す作業。

**整理・記録**：救出した文化財の点数を確認するとともにリストを作成し、その全体像を把握する作業。

**保存修復**：本格的な修復が必要と判断された被災文化財に対して保存修復の専門家がこなう作業。

**恒久保管**：復旧した所有者の保管場所に返却、もしくは、博物館などに預けて安全に保管するための活動。

**研究・活用**：これまでの過程でおこなわれてきた専門的な研究活動を取りまとめるとともに、被災文化財が本来持っていた情報を付与する活動。また、これまでの成果を社会に公開する活動。

**防災**：支援活動全体を通して得られた教訓を活かし、次の災害に備えるための活動。

このような8つのステージのうち、救援委員会がおこなっている活動は、「救出・一時保管」、「応急措置」に加えて、救出した文化財のリスト作成のための「整理・記録」である。多くの人手を要するこれらの作業を、北海道から九州の博物館関係者に呼び掛け、全国規模で展開できたことは、救援委員会ならではのあり、文化財における今後の災害対策のモデルとなると考える。とはいえ、ここで救出した文化財は、現段階では「文化財だった」ものであり、「文化財としての価値」を取り戻してはいない。そこで、次の活動ステージとして、文化財として本来の形状を取り戻すための「保存修復」、さらには文化財としての情報を再付与するための「研究・活用」の活動をおこなわなければならない。また被災地では、救出した文化財があるべき場所に戻すための「恒久保管」に向けた活動を展開していかなければならない。

このなかで、特に文化財としての情報を再付与するための「研究・活用」という活動ステージでは、今後は機関を問わずその分野に詳しい研究者や関連分野の博物館の支援が

必要となるだろう。なぜならば、今回の東日本大震災は文化財への被害はさることながら、多くの博物館学芸員の命までも奪ってしまっている。つまり、被災した文化財に、一番、精通していた専門家が失われてしまった状況にあるのである。

そこで筆者は、民博において被災した文化財の情報を再収集するための共同調査を展開するような支援体制は作れないだろうかと考えている。民博のもっとも大きな特徴は、大学共同利用機関としてのこれまでの活動実績のなかで、それぞれの被災文化財に関係している大学、博物館などの研究者とのネットワークが既に構築されていることである。この点を活かすことはできないのだろうか。もちろん、調査事業全体の予算を民博で用意するということは無理である。調査事業そのものの全体予算は、外的資金の獲得を目指すべきであろう。むしろ民博としては、外的資金を獲得するための準備にかかる支援やネットワーク構築のための研究会の支援を実施し、調査事業の活動拠点になるということが大学共同利用機関としてもっとも得意とするところではないだろうか。これはあくまでも私見である。しかし、今後、東日本大震災で被災した文化財における民博の支援対策のひとつとしてここで提案しておきたい。

#### 将来の災害に備えて

最後に将来の被災文化財に対する支援活動について述べておきたい。こうした支援活動では、被災文化財の復旧と復興という2つの目的に応じた活動が展開されるだろう。まず、復旧活動では被災した文化財を救出することが第1の目標となる。災害が起ると被災地は大混乱におちいり、その復旧について被災地以外からの支援は必ず必要となる。特に文化財の場合、まずはライフラインの復旧が優先されるなか、文化財救出のための初動はどうしても遅くなる。だからこそ、平常時に文化財に関わる支援ネットワー

クを構築し、速やかに他地域からの支援を受け入れられる体制を構築しておきたい。その先行事例となるものに、主に歴史資料を取り扱う大学機関を中心に組織されている史料(資料)ネットワークがある。このネットワークは、阪神・淡路大震災を契機に神戸大学を中心にして設立された「歴史資料ネットワーク」から始まった。今回の東日本大震災の際は、東北大学に本部がある宮城史料保全ネットワークを中心に、全国の史料(資料)ネットワークが連携して、被災文化財の救出活動でも大きな役割を果たした。このような組織を手本にし、さらには今回設立された救援委員会の経験を活かして、全ての文化財を対象とした「被災文化財支援ネットワーク」というものができるのではないかと思う。もちろん、ここで想定している組織は、文化庁をはじめ、国立文化財機構、博物館施設をもつ研究機関である民博や、国立歴史民俗博物館、ひいてはわれわれが所属する人間文化研究機構が相当程度の役割を担う必要があるだろう。

次に被災文化財の本当の復興は、しかるべき施設に恒久保管され、それらが研究や展示に活用されて、地元の方々が何らかの形でその文化財と関わりをもてる環境を築くことであろう。この作業は復旧活動とは違い、かなり長期的な活動となる。したがって、この活動の主体はあくまで地元の機関が中心とならなければならない。その上で外部の機関は、地元の機関からの要請に応じて、協力する姿勢が重要と考える。ときに外部機関の協力者が復興プランまでを取り仕切り、地元が振り回されているところを目にする。あくまで、復興の主体は地元にあるということを前提にこれらの計画策定の協力はおこなわれなければならないだろう。

以上本稿では、東日本大震災における被災文化財の救援活動の紹介と将来の活動について述べてきた。東日本の1日も早い復興を願いつつ、これからも被災文化財の支援活動に参加したいと考えている。